平成２３年（フ）第２０２号
山形市流通センター２丁目８番地３
債務者　株式会社いづみや
代表者代表取締役　和泉　崇史
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　三之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月９日午後２時
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１３６２号
大阪府柏原市清州２丁目２番15号
債務者　大洋薬品工業株式会社
代表者代表取締役　倉田　信昌
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩路　広海
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月23日午前11時30分
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７１６０号
大阪市淀川区西中島６丁目２番３号、再生手続開始決定時の本店所在地大阪市淀川区西中島６丁目１番１号
債務者　株式会社ミキシング
代表者代表取締役　佐藤　美樹
1　決定年月日時　平成23年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　裕康
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第８５８号
仙台市泉区実沢字茂倉山１―46―Ａ―201、住民票上の住所仙台市若林区荒井字広瀬１番地の22
債務者　船迫　勝洋
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　彰二
4　破産債権の届出期間　平成23年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月１日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第９５３号
仙台市宮城野区岩切字東河原317番地、従前の住所宮城県宮城郡利府町花園２丁目15番地11
債務者　高橋　嘉美
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　千葉　晃平
4　破産債権の届出期間　平成23年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月３日午前11時10分
6　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４２０号
滋賀県守山市伊勢町413番地６　ボナールヴィレッジⅡＢ―102号、前住所滋賀県蒲生郡竜王町大字林960番地１
債務者　村田　博美
1　決定年月日時　平成23年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮原　務
4　破産債権の届出期間　平成23年12月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月18日午前11時40分
6　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４１０号
北海道北斗市東浜１丁目４番18号
債務者　計良　文代
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野崎　渉
4　破産債権の届出期間　平成23年12月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月９日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第６９号
青森県十和田市東十二番町11番４号　第２くるみ荘６号室
債務者　榊　　匠
1　決定年月日時　平成23年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　陽大
4　破産債権の届出期間　平成23年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月20日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年１月３日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（フ）第４９５号
北九州市小倉北区足立１丁目１番11号
債務者　佐々木サチ子
1　決定年月日時　平成23年10月24日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　油布　剛
4　破産債権の届出期間　平成23年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月19日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２３３号
釧路市昭和北２丁目16番16号　ひまわりハイツ２階
債務者　飯山　勇也
1　決定年月日時　平成23年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保田庸央
4　破産債権の届出期間　平成23年12月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月11日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第２３４６号
愛知県尾張旭市北山町北山249番地１
債務者　津田　泰秀
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川龍伸
4　破産債権の届出期間　平成23年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月23日午後２時45分
6　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３９７号
京都市伏見区新町11丁目339番地３
債務者　浅野　武彦
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　千春
4　破産債権の届出期間　平成23年11月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月25日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２８号
長崎県対馬市厳原町中村535小田コーポ302号室、住民票上の住所長崎県対馬市厳原町浅藻10番地
債務者　大畠　俊幸
1　決定年月日時　平成23年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　拓
4　破産債権の届出期間　平成23年11月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月23日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２３年（フ）第４７９号
金沢市駅西新町２丁目４番５号　第２サンコーポ石田・105号、従前の住所金沢市金石東２丁目１番10―６号
債務者　新甫　　巽
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　久徳
4　破産債権の届出期間　平成23年11月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月26日午後３時35分
6　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
金沢地方裁判所